

沖縄県工業技術センター開放機器使用実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「沖縄県使用料及び手数料条例」に基づき沖縄県工業技術センター（以下「センター」という）が保有する開放機器を企業等、外部へ使用させる場合について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 用語の定義

開放機器： 沖縄県使用料及び手数料条例の別表第1に示す機器・設備

設備： 工業技術センターに設置されているすべての設備と機器

申請者： 申請した開放機器の使用を行う企業等の責任者

使用者： 申請した開放機器を実際に使用する者

担当者： 申請のあった開放機器の使用を担当するセンター職員

(申請)

第3条 センターの開放機器の使用を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、開放機器使用許可申請書（第1号様式）に沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号。以下「条例」という。）に定める使用料に相当する証紙を貼付して所長に提出しなければならない。

2 第1項の使用料の算定に当たって、開放機器の使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として算定するものとする。

3 条例第5条に定める使用料の減免等を申請する者は、使用料・手数料減免申請書（第2号様式）を所長に提出しなければならない。

(許可)

第4条 所長は、センターの業務に支障のない範囲において前項の申請を許可することができる。

(開放機器の使用時間)

第5条 開放機器の使用日は、原則として土曜日及び日曜日並びに沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第7条に規定する休日を除くこととする。

2 準備および片付けの時間を含めて、使用時間は原則として、午前9時～午後5時とする。

(開放機器使用の制限)

第6条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による申請に応じないことができる。

- (1) センターの業務に支障がある場合。
- (2) センターの設備を毀損する恐れがあると認められる場合。
- (3) 申請者が開放機器の取り扱いに習熟していると認められない場合。
- (4) センター施設外での使用を目的とする場合。ただし、事前に協議し所長が必要と認める場合を除く。
- (5) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を言う。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団を言う。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものである場合。
- (6) その他適当でないと認められる場合。

（開放機器使用上の遵守事項）

第7条 申請者および使用者は、次に定める事項を確認し、遵守しなければならない。

- (1) あらかじめその開放機器の使用に熟達した者を選任し、使用に当たらせること。
- (2) 開放機器使用のため入室または退室する場合は、担当者へ連絡すること。また、必要性があつて、他の研究棟・実験棟へ入室する場合は、あらかじめ担当者の許可を得ること。
- (3) 開放機器使用時は、使用者は所定の「名札」を見やすい位置に掲示すること。終了時は速やかに担当者の指示する場所へ返却すること。
- (4) 入退所及び名札の使用について、所定の帳簿に記入すること。
- (5) 特に定める工具及び器具以外については、持参すること。
- (6) 開放機器は原則として1人で同時に2台以上を使用しないこと。
- (7) 恒常的に生産設備として使用しないこと。
- (8) 開放機器使用中に故障その他の異常を発見したときは、速やかにセンター担当者に連絡し、その指示を受けること。
- (9) 材料持込みは、当日の開放機器使用に必要なもののみとし、使用者の責任においてこれを管理すること。
- (10) 開放機器使用終了後は、作業環境を整備し、センターの担当者に連絡の上点検を受けること。
- (11) 使用者が持ち込んだ材料等から発生した廃棄物は、使用者が撤去すること。
- (12) その他、上記以外の事由があつた場合も、安全の確保、開放機器の保守に徹すること。

（異物混入、汚損）

第8条 当センターの開放機器は、県内製造業者に広く開放しているため、他の使用者の試料が設備、機器内に残留する可能性を完全には排除できないが、開放機器使用中の試料への異物混入や汚損について、センターは一切の責任を負わないものとする。

- 2 混入する異物にはアレルギーを引き起こす物質が含まれる可能性があるが、飲食品、化粧品等の試作品の、口からの摂取、皮膚等への塗布により健康被害が発生した場合、センターは一切の責任を負わないものとする。

(事故責任)

第9条 使用者が開放機器使用中の事故により被害を受けても、センターは一切の責任を負わないものとする。

2 天災、停電、または予期せぬ開放機器の故障によって使用者が被った損害について、センターは一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 使用者の責めに帰すべき理由によって、県または使用者以外の者が被った損害については使用者が賠償の責めを負うものとする。

2 使用者の責めに帰すべき理由により設備を損傷または滅失したときは、申請者の責任において現状復旧を行うか、その損害を弁償しなければならない。ただし、設備の通常利用等不可抗力による場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、平成29年8月15日から施行する。